

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 1 7 日

下呂市長 山内 登

## 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
旧下呂町下呂 地区  
（東上田、森、小川、幸田、少ヶ野、三原）
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
令和 3 年 2 月 1 6 日
3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況  
2 経営体  
法 人 経営体数  
個 人 経営体数 2  
集落営農（任意組織）
4. 当該区域における農業の将来の在り方  
別添、項目 4 のとおり
5. 当該区域における農地中間管理事業の活用方針  
別添、項目 3 のとおり

## 令和3年 人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
下呂市	旧下呂町下呂 <small>(森(大洞)、小川(大林))</small>	R3.2.16	R2.3.3

### 1.対象地区の現状

<b>人・農地プランの対象農地の面積</b>		<b>4.7ha</b>		
プラン (優先度順) 選定理由	ア. 中心経営体耕作地(所有地+借入地)	2.6ha		
	イ. 交付金対象農地(中山間直払制度+多面的機能支払)	2.1ha		
	ウ. 地域の話合い(地域で守るべき農地として選定)	.0ha		
農地 台帳 より	①担い手が耕作する農地面積	2.6ha	55.3%	61.7%
	②(非担い手の)中心経営体が耕作する農地面積	.0ha	0.0%	
アン ケ ー ト よ り	③将来貸出希望の農地面積	.3ha	6.4%	
	④「耕作者年齢59歳以下」又は「後継者あり」農地面積	.4ha	8.5%	
	⑤「耕作者年齢60歳以上後継者なし」農地面積	.5ha	10.6%	
	⑥「耕作者年齢70歳以上後継者なし」農地面積	.0ha	0.0%	
	⑦「耕作者年齢80歳以上後継者なし」農地面積	.0ha	0.0%	
	⑧「転用したい」又は「耕作しない(できない)」農地面積	.0ha	0.0%	
	⑨意向が確認できていない農地面積	.8ha	17.0%	

### 2.対象地区の課題

- ・当該地域には担い手となる中心経営体がいるが、まだ十分に確保されていない。
- ・プラン対象農地を遊休化させないことが重要。
- ・畦畔の維持管理について、多面的機能支払交付金、中山間地域直接支払制度等を活用し、農地所有者の協力体制を構築する。

### 3.対象地区内における中心経営体への農地集積に関する方針

- ・農地の出し手は、原則として農地中間管理機構を活用する。

### 4.3の方針を実現させるために必要な取り組み

- ・多面的機能支払交付金及び、中山間直接支払制度に関わる組織、農事改良組合長会等の地域における十分な話し合いのもと、既存の中心経営体に加え、集落営農組織や新規就農者、企業参入等多様な担い手の育成に努め、持続可能な地域(農業)づくりを目指す。
- ・新規就農者を受け入れ、農地の保全と地域の活性化を目指す。

## 5.地区内の中心経営体

属性		経営体(氏名)	年齢	構成員(従業員)	後継者	経営規模			農業を営む範囲
						経営内容(作目)	経営面積 <sup>a</sup>	頭数(ほか)	
下呂-1	認農	額額 雅弘	58	2	○	ほうれん草、水稻	219		小川(大林)
下呂-2	認農	田口 登貴雄	76	1	-	小松菜	50		森(大洞)

### 【記載上の注意】

※ 「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。  
 ※ 「経営体(氏名)」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。

## 6.将来貸出希望の農地の筆数および面積 m<sup>2</sup>

地区名	田		畑		計
	筆数	面積	筆数	面積	面積
森(大洞)					0
小川(大林)	6	3009			3,009
合計	6	3,009	0	0	3,009